

イングランド短期議会（1640年）における船舶税審議

花 田 達 郎

1 はじめに

1640年4月13日から5月5日まで開かれたイングランド議会は、一般に、短期議会と呼ばれている。本稿の課題は、同議会の庶民院における船舶税（Ship Money）の審議を、国王大権との関係から考察することである。

イングランドでは、1634年から40年まで、毎年、船舶税が枢密院の令状に基づいて徴収され、当時、それは大きな政治的論争を引き起こしていた。この時期に徴収された船舶税のあり方が、今まで認められていたそれとは異なっていたからである。従来、国王大権事項として認められていたのは、主に眼前の対外的危機に対処するために、王が海港や沿岸地域から民間の船舶を軍事的に徴用することであった。そして、それは一回的な要求にとどまるとされていた。だが、1630年代の船舶税徴収は、次の点で、新たな内容を持っていたと考えられる。第一に、船舶が徴用されたのではなく、常備艦隊を建造するための資金が徴収されたこと。第二に、1635年からは、金銭の徴収が沿岸・内陸の地域を問わず、全ての州に拡大されたこと。そして、第三には、金銭が一回限りではなく、毎年徴収されたため、船舶税が恒久的な税—しかも、議会の同意を得ていない—へと転化しつつあったこと、これら三点である⁽¹⁾。つまり、1634年以降に徴収された船舶税のあり方は、本来の国王大権事項を逸脱する性格を強めつつあったと見られるのである。したがって、短期議会の庶民院で、国王大権との関係から、船舶税がどのように討議されたのかというのは、重要な政治的係争問題を提起していたと言えるだろう。しかしながら、短期議会をテーマとして、それを十分に論じた研究は数少ない⁽²⁾。しかも、それらの研究を鳥瞰する時、同議会での船舶税審議は、議会解散の主たる原因という視点から分析されている。国王大権というより根本的な政治的問題との関連性が言及されることは、ほとんどないのである⁽³⁾。

ところで、前期ステュアート朝期（1603-49年）において、国王大権は二分法的に区別されて、考えられていた。すなわち、「通常大権」（ordinary prerogative）の区別と「絶対大権」（absolute prerogative）の区別である。国王の「通常大権」とは、臣民の利害や財産に関わる問題に対して、王がコモン・ローや議会制定法などの規定に従って行使できた権限を指す。他方、国王の「絶対大権」は、軍事や外交といった、高度な政治判断を必要とする国家問題に対して、王がコ

モン・ローや議会制定法などの制約を受けずに行使できた権力を意味する⁽⁴⁾。前述した通り、船舶税は、現在の危機を判断して、それへの対策を講ずることができる国王の権限に基づいて徴収されていた。同税は国王の「絶対大権」を徴税行為の根拠としていたのである。短期議会の庶民院は船舶税問題を通して、本来、干渉してはならない国王の「絶対大権」を議論した。国王の「絶対大権」に関する国王側と庶民院側の理解の違いを明らかにすることが、本稿の主要な課題として設定されるだろう。

2 金銭供与 (supply) の審議と国王の「絶対大権」

1640年4月13日、11年ぶりに、議会が開かれた。貴族院議長を務める国璽尚書 (Lord Keeper of the Great Seal) のジョン・フィンチ (Sir John Finch, 1584-1660) が、同日、貴族院議場に集まった同院と庶民院の代表議員を前にして、開会演説を行った。国王チャールズ1世の指示を受けた演説だった。それによれば、今回、国王に議会の召集を決断させたのは、対スコットランド戦争に必要な資金の徴収だという⁽⁵⁾。39年6月、第一次主教戦争に敗れたイングランドは、スコットランドと講和を結んだ。だが、それは両国の緊張状態を引き延ばしたにすぎず、しばらくして、チャールズはスコットランドとの再戦を決意するに至った。したがって、国王による議会への要求は、不足している戦費を得るための課税を庶民院に速やかに承認してもらうことだった。

こうした国王側の要求を知らされたにもかかわらず、庶民院は王への金銭供与を認める法案審議を全く進めなかった。ジョン・ストラングウェイズ (Sir John Strangways, 1584-1666) の発言が示しているように⁽⁶⁾、多くの庶民院議員の間では、国王への金銭供与を認める前に、同院に提示された諸不満 (grievances) の審議を優先させたいという姿勢が、共有されていた。国王側も庶民院の姿勢をある程度理解し、同院との協調を図ろうとしていた節がある。4月25日に開かれた貴族院と庶民院の両院協議会 (Conference) で、フィンチが次のように発言している。「国王は即座の金銭供与をただ求めているだけであり、その次に、庶民院が自分たちの希望に従って、議事を進めていくことを許可するであろう」⁽⁷⁾。国王への金銭供与の承認よりも、臣民の諸不満の救済に、庶民院がこだわっていることを、国王側は認識していた。だからこそ、彼らは、機会をとらえては、国王への金銭供与を認める審議が最優先されるべきだと、同院にたびたび要求してきたのである。と同時に、金銭供与の承認後に、諸不満の審議を許可するという方針をも繰り返し示したのである⁽⁸⁾。

国王側が金銭供与の即時承認を庶民院に求めたのは、上述のように、予定されている対スコットランド戦争に必要な資金を獲得するためであった。例えば、5月1日の両院協議会で示されたように⁽⁹⁾、国王側の演説では、スコットランドとの戦争問題は王にとっての「緊急事態」 (urgency) や「緊急の必要」 (the urgent necessity) などとしばしば形容された。つまり、スコットランドと戦争を行わなければならないほどの「緊急事態」が、現在、生じており、そのための戦費を徴

収するのが「必要」だという主張である。これが、国王側が金銭供与の承認を正当化した論理だった。ここで想起されるのが、「はじめに」で述べた、国王の「絶対大権」論である。何が「緊急事態」であり、それに対処するためには、どんな施策が「必要」なのか。国王ただ一人がそれを判断し、決定することができる。17世紀前半のイングランドでは、このような国王の「絶対大権」論は一般的に認められていた理論だった。この基準に従えば、短期議会において、国王側が庶民院に金銭供与の承認を要求した理由は、不当なものではなかった。それに対して、国王の「絶対大権」に基づいて決定された事項に、庶民院が干渉することは、許されなかった。同院には、それを認めることだけが、求められたのである⁽¹⁰⁾。

しかしながら、短期議会においては、事情が今までとは異なっていた。その相違点は、庶民院が国王側による金銭供与の承認要求に反発していたことではない。そうした事例は、短期議会以前においても、多々見られた。同議会の庶民院の立場が異例だったのは、多数の議員たちが国王の「絶対大権」そのものに対して強い疑念や不満を表明したことにあっただろう⁽¹¹⁾。一例を挙げよう。4月18日、「諸不満の議論に関する」委員会で、ストラングウェイズが次のように述べている。

次に問われるべきことは、自分が〔国王に〕何か与えるものを持っているかどうかである。というのは、もし、国王が必要な判断者であるならば、私たちは何も所有せず、全く権利を持たない賃借人にすぎないからである⁽¹²⁾。

国王の「絶対大権」を支えていた重要な根拠が、王による「必要の判断」であった。ストラングウェイズはそれを正面から批判している。彼のように、国王の「絶対大権」を明確に批判する演説は、他にはほとんど見当たらない⁽¹³⁾。だが、国王への金銭供与を初めに審議すべきと訴えた王室会計局長官（Comptroller of the Household）のトマス・ジャーミン（Sir Thomas Jermyn, 1573-1644/45）の発言は、注目に値しよう。「必要はいかなる法律よりも優先されるはずである」⁽¹⁴⁾。庶民院では、国王の「絶対大権」が無批判的に受け入れられているのではないことを、この言葉は示唆していると思われるからである。

短期議会の庶民院では、国王への金銭供与をめぐる議論において、多くの議員たちが国王の「絶対大権」自体に対して疑念や不満を強めていたことを窺える。このような特異な状況下で、船舶税に関する審議が進められていくのである。

3 船舶税の審議と国王の「絶対大権」

4月17日の庶民院で、ジョン・ピム（John Pym, 1584-1643）が約2時間に及ぶ演説を行った。それは、「初めに議事として取り上げるべき」三種類の不満、つまり、「議会の特権に反してい

る」問題、「宗教の問題」、「国家の問題、あるいは、財産の問題」⁽¹⁵⁾を、具体的に提示したものであった。「苦情のカタログ」と呼ばれたように、ピムは、各不満の項目の下で、さらに詳細な内容を示していった。その中で、船舶税は「国家の問題、あるいは、財産の問題」の一つとして指摘された⁽¹⁶⁾。船舶税がそのような不満に含まれたのは、なぜか。ピムは次のように述べている。

船舶税を支持する判決があるけれども、私は、以下のように、あえて言いたい。すなわち、船舶税は全ての過去の前例や法律に反しており、それを今までに支持した判決は一つもなく、そしてまた、それを認める法例書もなかった、と。これは、全ての人たちが時期や税額に対する制限を持たないことで悩まされた不満である⁽¹⁷⁾。

ピムは諸不満に関する重要な争点の一つとして、船舶税を提示した。短期議会に関する議事録を読めば、庶民院議員の誰もがそれに同意していたであろうことを理解できる。さらに、17日、18日、20日には、議員を通して、諸不満を列挙した、各地からの請願が庶民院に提出されたが、それら全てに、船舶税が含まれていた⁽¹⁸⁾。議会外の民衆にとっても、船舶税は無視しえない問題だった。

このように、とても重要な争点だった船舶税の審議に関して、庶民院は何らかの決定を下すことができたのであろうか。結論を先に言えば、否である。それでは、なぜ、庶民院は船舶税の審議をまとめ上げることができなかつたのか。その理由は、主として三点ある。そして、その中の一つが国王の「絶対大権」と関係してくるのである。

①審議の優先問題

船舶税を含む、臣民の諸不満を救済することと、国王への金銭供与を認めることとのどちらを優先させるべきか。これを決めることができなかつたことが、船舶税の審議が混迷した理由の一つである。

4月23日の委員会審議を見てみよう。ストラングウェイズは、「議会の第一の慣習は諸不満を表明すること」であり、その審議が優先されなければならないと発言した⁽¹⁹⁾。なぜ、不満の審議が先に行われるべきなのか。ハーボットル・グリムストン (Sir Harbottle Grimston, 1603-85) によれば、庶民院に提示された諸不満が救済される前に、国王への金銭供与が認められると、「地方」(the Country) がそれに反発するだろうからという⁽²⁰⁾。また、ジョージ・ピアド (George Peard, 1594-1644/45) は、船舶税は臣民の財産所有の特権を侵害しているので、その特権を確定させなければ、同税は所有者の財産だけではなく、その人身をも傷つけてしまうという⁽²¹⁾。庶民院の審議で、不満の救済を先決とする理由として、「地方」の利害や財産所有の特権保護を持

ち出すことは、十分に説得的だったであろう。ただし、不満の救済を先決すべきと主張した人たちが、国王への金銭供与を否定していたわけではなかったことにも注意しておきたい。船舶税をはじめとする諸不満が、最初に救済されれば、その次に、国王への金銭供与を認めるという主張が、提示されているからである⁽²²⁾。

一方、国王側の要求を支持する議員たちは、金銭供与の迅速な承認を繰り返し主張した。国務秘書（Secretary of State）にして、王室財務官（Treasurer of the Household）でもあったヘンリ・ヴェイン（Sir Henry Vane, 1589-1655）は、次のように述べている。不満の救済方法は国王によって決められるが、カトリック諸国の君主が団結している今は、その対応に必要な金銭供与の審議を優先すべきである、と⁽²³⁾。また、ベンジャミン・ラドヤッド（Sir Benjamin Rudyard, 1572-1658）は、国王への金銭供与が認められるならば、庶民院に提示された諸不満を救済すると約束したチャールズ1世の言葉⁽²⁴⁾を信じるべきだと述べ、金銭供与の審議を優先させるよう主張した⁽²⁵⁾。カトリック諸国の脅威や、臣民の王に対する信頼といった理由が、国王支持議員の主要な根拠であった。

23日の委員会では、このような審議の優先問題について、結論は下されなかった。エドワード・カートン（Edward Kirton, 1585-1654）の提起に従って、「宗教」、「財産所有」、「議会特権」について討論する、貴族院との両院協議会の設置が認められて、審議は終了した⁽²⁶⁾。結論の先送りと言えた。

その協議会終了後になされた、庶民院での経過報告においては、審議の優先問題は全く言及されていない⁽²⁷⁾。しばらく、それは同院で議論されなくなるが、5月2日に、この問題が再浮上した。この日は、初めに、ヴェインがチャールズ1世のメッセージを庶民院に伝えた。「王国に降りかかっている、必然的に大きな危険」と「金銭供与の緊急の必要」とを考慮すれば、庶民院には、国王への金銭供与を即座に認めてもらいたい。それが実現すれば、国王は臣民の諸不満を解決するという自身の約束を履行される、という内容であった⁽²⁸⁾。このメッセージを受けて、諸不満を先に救済するか、それとも、金銭供与を初めに認めるかという議論が、再び生じたのである。国王側の要求を支持する議員と、それに批判的な議員とが、さまざまな理由を持ち出しては、自分たちの主張を正当化しようと試みた。だが、妥協点が見出されなかったため、結論を再び先送りにする形で、この日の審議は終わった⁽²⁹⁾。結局、審議の優先問題はこれで終了した。

②議会特権の問題

船舶税の審議が停滞した第二の理由は、同税を含む金銭供与の討議が、庶民院の特権に反していると論じられたことである。

4月25日の両院協議会で、国璽尚書のフィンチがチャールズ1世の見解を庶民院に伝えた。その内容は大きく三点にまとめることができる。一つは、スコットランドとの戦争という「現在の

大きな危険」を考慮すると、諸不満の救済を優先することはできないということ。次に、その国王の要請に従って、貴族院は金銭供与の審議を優先するのが適切であると議決したので、それを庶民院に伝えたいということ。最後に、船舶税に関しては、議会在海上防衛のために、別のよい方法を見つけてくれるならば、国王は同税を廃止する意図を持っているということ、であった⁽³⁰⁾。

27日の庶民院では、フィンチの発言の中でも、庶民院は金銭供与の審議を優先すべきとした貴族院の議決に対して、批判の声が集中した。その口火を切ったウォルター・アール (Sir Walter Erle, 1586-1665) は、貴族院の議決は庶民院自身の手で同院の議題を設定できる特権に反していると発言した⁽³¹⁾。ピムやロバート・ホウルバン (Sir Robert Holborne, 1598-1648) が、アールの主張を支持する演説を行った⁽³²⁾。また、グリムストーンは、船舶税の徴収が臣民の財産所有の特権を侵害しているので、金銭供与を承認するよりも、その特権を最初に保護すべきだと論じた⁽³³⁾。

このように、船舶税を含む金銭供与の審議は、フィンチが庶民院に伝えた貴族院の議決によって、庶民院や臣民の特権保護という問題と結び付けられたのである。27日の庶民院審議では、同院の特権に違反しているとして、採決が行われ、さらなる検討が委員会に付託された。翌日、委員会によって提案された、貴族院との両院協議会案が、庶民院本会議で認められた。30日、貴族院もそれに同意して、協議会が開かれる運びとなった⁽³⁴⁾。そこにおいて、ピムは、貴族院の議決は、次の三点で、庶民院の特権に反していると演説した。すなわち、金銭供与を先議とするか否かの自由、院における議題設定の自由、審議内容の秘匿、に関する同院の特権に違反しているというのである⁽³⁵⁾。30日の両院協議会については、ピムの演説しか記録されていないので、協議会が何らかの決定に達したとは思えない。結局、この問題についても、短期議会は結論を下すことはできなかった。

以上のような①と②の議論は、国王の「絶対大権」に関連するものではなく、ましてや、それを制限するようなものでもない。庶民院が国王側の要求に強く反発していることを示しているにすぎないだろう。しかし、次に述べる、船舶税の審議が前進しなかった最後の理由は、国王の「絶対大権」を制限する内容を十分に秘めていた。

③船舶税の合法性をめぐる問題

4月24日、前日に開催された両院協議会の審議内容が、庶民院で報告された。「宗教」、「財産所有」、「議会特権」に関する、国王側の「新奇な行い」(innovation) をもたらした原因が示され、議論されたということだった。その中で、船舶税は「統治の違反」(=「財産所有」)に関する項目の一つとして指摘された⁽³⁶⁾。

この報告を受けて、ピムが次のような、短くも、意味深長な言葉を述べた。「合法性 (legality) という名の圧力について、私たちがいかなる不満を持っているのかどうかを識別せよ」⁽³⁷⁾。この

発言の意味については、次のように考えることができるのではないだろうか。庶民院で論じられている、船舶税に対する不満とは、厳密には何を意味しているのか。同税の合法性を疑問視しているのか、もしくは、それ以外の問題（例えば、税の重負担や、臣民の財産所有に対する特権への違反など）を批判しているのか。そのいずれかを明確にしなければならない、ということであろう。ピムに続く議員たちのほぼ全てが、船舶税の合法性の問題に発言を集中させた。他方で、輸出品に対する国王の賦課金を合法としたベイト事件（1606年）の複雑な議論を例示した某ジョーンズ（Mr. Jones）は、審議時間が長くなるとして、船舶税の合法性を討論すべきではないと主張した⁽³⁸⁾。同税の合法性をめぐる問題には、賛否両論を巻き起こしそうな予感が、早くもまとわりついていたのである。

24日の議論では、船舶税の合法性を測る基準が不明確だったが、30日の本会議で、それが明らかとなった。ジョン・メイナド（Sir John Maynard, 1604-90）が「危機と必要の場合における船舶税に関して、裁判官の意見を求めた国王の手紙」や、ハムデン事件についての裁判記録を読み上げたのである⁽³⁹⁾。つまり、船舶税の合法性をめぐる審議とは、国王による同税の徴収を正当化したハムデン裁判（1637年）⁽⁴⁰⁾の結果を再検討することに他ならなかったのである。アレクザンダ・リグビ（Alexander Rigby, 1594-1650）やピアドによって、船舶税の合法性、あるいは非合法性は、コモン・ローや議会制定法によって決定されるべきではないかという意見が提示された⁽⁴¹⁾。それに対して、多数の議員が、船舶税はそれらの法律に違反しているという見解を披露した⁽⁴²⁾。「勅選弁護士」（the king's counsel）からの聞き取りを提案したピムの意見が認められて、この日の議論は終了した⁽⁴³⁾。

「勅選弁護士」からの聞き取りが、実施されないままであった5月4日、国務秘書のヴェインがチャールズ1世の重要な提案を庶民院に伝えた。それは、庶民院が「臨時税12個分」（約66万ポンド）を即座に承認すれば、国王は船舶税（約60万ポンド）の廃止に同意するという内容だった。ヴェインは事態が切迫している点を考慮して、即座の返答を庶民院に求めた⁽⁴⁴⁾。この新提案に対して、ジョン・カルペッパ（Sir John Colepeper, 1600-60）が、船舶税に「合法性があるのかどうかという現在の圧力が、私たちを苦しめている」ので、まず、その採決を行うべきだと発言した⁽⁴⁵⁾。船舶税の合法性をめぐる審議が、再び、活発に展開された。そこでは、国王への金銭供与を認める前に、船舶税の合法性・非合法性が、最初に論じられ、決められるべきだというのが、多数の議員の意見であった。だが、審議が長くなりすぎて、時間がなくなったため、採決は実施されなかった⁽⁴⁶⁾。翌日、短期議会は解散されることになる。

以上のように、船舶税の合法性をめぐる審議が、何らかの結論に至ることができなかったのは、なぜだろうか。この問題が、まさしく、国王の「絶対大権」と関係していたためである。5月4日の議論で、法務次官（Solicitor General）のエドワード・ハーバート（Edward Herbert, c. 1591-1657）が、次のように主張している。

船舶税は王権 (the Crown) に本来備わっているものであるという裁判官の意見に対して、それが論じられることは不適切であると思う。問題は、ただ、この議院が国王 (the King) に金銭を供与するのか、しないのかということである⁽⁴⁷⁾。

同じ議論の中で、ホウルバンもまた、船舶税は「王権 (the Crown) に付随する大権事項」なので、議会制定法はそれを取り除くことはできないとする裁判官の意見を紹介している⁽⁴⁸⁾。船舶税の徴収は、現在の危機を唯一判断できる国王によって、それに対処するために必要とされた手段であるという。同税は、王以外の誰も干渉できない国王大権事項に含まれている。これが裁判官の意見に基づいたハーバトとホウルバンの主張であった。ピムが議会を「最高裁判所としての議会 ([high] Court of Parliament)」と位置づけたように⁽⁴⁹⁾、議会在船舶税裁判におけるハムデン有罪を取り消し、同税の非合法性を宣言することは、論理的には可能であった。庶民院議長ジョン・グランヴィル (Sir John Glanville, 1585/86-1661) は、まさに、そうすべきだと発言したのである⁽⁵⁰⁾。しかしながら、それが実現しなかったのは、国王の「絶対大権」には、王以外のいかなる人物や組織も介入することができないという原則と矛盾していたからである。

③の議論に関して、数多くの庶民院議員たちが船舶税の合法性を疑問視していたことが分かる。それは国王の「絶対大権」を批判し、制限する可能性を強く秘めていた。国王側に与する議員や、それに反対する議員も、自分たちの主張を正当化するために全力を尽くした。真正面から衝突する争点を解決するのが、非常に難しい審議だったのである。

4 おわりに

本稿の要点をまとめておこう。短期議会の開会演説で、国王側は金銭供与の速やかな承認を庶民院に要求し、会期中、その態度を崩すことはなかった。それに対して、反国王的な庶民院議員の間では、現在の「緊急事態」を判断し、それに「必要」な対策を講ずるという国王の「絶対大権」を批判する声が高まっていた。庶民院が船舶税問題に対して、一定の結論を下せなかったのは、なぜか。この問題が国王の「絶対大権」と深く関係していたためだと考えられる。とりわけ、船舶税の合法性や非合法性をめぐる議論が、そうだったと言えるだろう。ハムデン事件を担当した裁判官たちは、国王の「絶対大権」に基づく船舶税の徴収を合法と判断した。彼らの意見をくつがえそうとすることは、国王の「絶対大権」に掣肘を加えるような言動だったのである。

ステュアート朝期の議会史を著したデイヴィッド・スミスは、短期議会について、次のように指摘している。すなわち、国王と議会の関係に注目すると、同議会はその後の長期議会よりも、1625年から29年までの議会と、より多くの共通点を持っているという⁽⁵¹⁾。しかし、本稿で論じ

てきたように、短期議会は初めて、国王の「絶対大権」を批判の俎上に置くこととなった。この点に注目すれば、国王と議会の関係について、短期議会は船舶税を廃止した長期議会の初期段階（1640年11月～41年8月）との連続性を強く有していると言えるのではないだろうか⁽⁵²⁾。

さらに、興味深いのは、近世ブリテンにおける軍事と統治の問題を研究しているマーク・フィッセルの示唆である。フィッセルは短期議회를、1625年から29年までの議会と長期議会の初期段階とを仲介する存在として位置づけている⁽⁵³⁾。船舶税の審議が集中的に行われるのは、短期議会と長期議会の初期段階においてである。だが、例えば、国王の「絶対大権」に関わる宗教問題は、25年から29年までの議会、短期議会、そして、長期議会の初期段階で、連続して議論されている。宗教問題と国王の「絶対大権」の関係に注目すると、短期議会をどのように位置づけることができるのだろうか。25年から29年までの議会、短期議会、長期議会の初期段階の間で、何が連続し、何が連続していないのか。この点を、短期議会を起点としながら、より具体的に比較、検討していくのが、今後の課題である。

注

- (1) Henrik Langelüddecke, "I finde all men & my officers all soe unwilling": The Collecting of Ship Money, 1635-1640', *Journal of British Studies*, 46 (2007), p. 509.
- (2) Esther S. Cope, 'Parliament of 1640 and Convocation', *The Journal of Ecclesiastical History*, 25 (1974), pp. 167-184; Mark C. Fissel, 'Scottish war and English money: the short parliament of 1640', in do. (ed.), *War and Government in Britain, 1598-1650* (Manchester, 1991), pp. 193-223; Conrad Russell, *The Fall of the British Monarchies, 1637-1642* (Oxford, 1991), pp. 90-123; Kevin Sharpe, *The Personal Rule of Charles I* (New Haven, 1992), pp. 851-884. 須永隆「イングランドにおける短期議会（1640年）の開催とその審議過程—船舶税、独占、宗教をめぐる諸議論—」『経済学紀要（亜細亜大学）』第33巻第1/2号（2009年）、1-26頁。
- (3) Esther S. Cope, 'Compromise in Early Stuart Parliaments: The Case of the Short Parliament of 1640', *Albion*, 9 (1977), pp. 135-145. 酒井重喜『チャールズ一世の船舶税』ミネルヴァ書房、2005年、338-347頁。ただし、マーク・キシュランスキの近年の論文では、庶民院における船舶税への批判が、「国王大権とイングランド君主制の性質とに対する驚異的な攻撃」として指摘されている。同論文では、船舶税の審議が詳述されているが、本稿のように、それが国王の「絶対王権」論と関連づけられることはない。Mark A. Kishlansky, 'A lesson in loyalty: Charles I and the Short Parliament', Jason McElligot and David L. Smith (eds.), *Royalists and Royalism during the English Civil Wars* (Cambridge, 2007), pp. 30-38.
- (4) Glenn Burgess, *The Politics of the Ancient Constitution: An Introduction to English Political Thought, 1603-1642* (London, 1992), pp. 139-167. 土井美徳『イギリス立憲政治の源流—前期ステュアート時代の統治と「古来の国制」論—』木鐸社、2006年、311頁。
- (5) Esther S. Cope and Willson H. Coates (eds.), *Proceedings of the Short Parliament of 1640* (London, 1977), pp. 116-121. 以下、*Proceedings* と表記する。
- (6) *Ibid.*, p. 171.
- (7) Judith D. Maltby (ed.), *The Short Parliament (1640) Diary of Sir Thomas Aston* (London, 1988), p. 64. 以下、*Aston's Diary* と表記する。
- (8) *Proceedings*, pp. 164-167, 176-177, 187.
- (9) *Aston's Diary*, pp. 117, 118.

- (10) ジェイムズ1世において、国王と議会の関係が対立的になったのは、議会在国王の「絶対大権」を法律の下に統制しようと試みた時であったという。議会在国王の「絶対大権」に介入してはならないというのが、一般的な見解であったのだろう。土井、前掲書、297頁。
- (11) ケヴィン・シャープによれば、1625年から28年までの議会においては、「国王大権における自由裁量権」、すなわち、国王の「絶対大権」の必要性自体は、疑問視されることはなかったという。「絶対大権」の運用をめぐって、国王と議会在対立したとされる。Kevin Sharpe, 'Crown, Parliament and Locality: Government and Communication in Early Stuart England', *English Historical Review*, 101 (1986), pp. 341-342.
- (12) *Proceedings*, p. 159.
- (13) もう一例として、4月27日におけるベンジャミン・ラドヤッドの発言を挙げておく。「国王が必要の状態にある時、その必要は悪い顧問官である。必要という巨大な敵を取り除くことが、よい議会の仕事であった。私は、以前、国王の権力と必要の権力とは一つの手に長くとどまってはならないだろうと述べたことがある」。Aston's *Diary*, p. 68.
- (14) *Proceedings*, p. 179.
- (15) *Ibid.*, p. 149.
- (16) *Ibid.*, p. 153.
- (17) *Ibid.*, p. 257.
- (18) *Ibid.*, p. 157; Aston's *Diary*, pp. 11-12, 18.
- (19) *Proceedings*, p. 171.
- (20) *Ibid.*, p. 171.
- (21) *Ibid.*, p. 172.
- (22) *Ibid.*, p. 170; Aston's *Diary*, pp. 39, 40, 42.
- (23) *Proceedings*, p. 171.
- (24) *Ibid.*, p. 165.
- (25) Aston's *Diary*, p. 36.
- (26) *Proceedings*, pp. 171, 173-174.
- (27) *Ibid.*, pp. 174-175.
- (28) Aston's *Diary*, p. 120.
- (29) *Proceedings*, pp. 207-208.
- (30) *Ibid.*, pp. 176-177.
- (31) Aston's *Diary*, p. 67.
- (32) *Proceedings*, pp. 178, 179.
- (33) *Ibid.*, pp. 178, 222. なお、臣民の財産所有の特権保護が実現されれば、国王への金銭供与を承認すべきだとも、グリムストーンは述べている。
- (34) *Ibid.*, pp. 180, 182.
- (35) *Ibid.*, pp. 183-184. ここで言う「審議内容の秘匿」とは、庶民院の審議内容を外部の人間や組織にもらしてはならないということを意味している。
- (36) *Ibid.*, p. 174.
- (37) Aston's *Diary*, p. 55.
- (38) *Ibid.*, p. 56.
- (39) *Proceedings*, p. 184. ここで示された「裁判官の意見」とは、「国王は危険の唯一の判断者」であり、緊急時において、王が船舶税を徴収するのは適切という内容であった。Aston's *Diary*, p. 100.
- (40) ハムデン裁判については、さしあたり、酒井、前掲書、第九章を参照。
- (41) Aston's *Diary*, pp. 101-102.

- (42) *Proceedings*, p. 185.
- (43) *Aston's Diary*, p. 104, 108.
- (44) *Proceedings*, p. 193; Cope, 'Compromise in Early Stuart Parliaments', p. 138.
- (45) *Aston's Diary*, p. 130.
- (46) *Proceedings*, p. 197.
- (47) *Ibid.*, p. 196.
- (48) *Ibid.*, p. 208.
- (49) *Ibid.*, p. 183.
- (50) *Ibid.*, p. 209.
- (51) David L. Smith, *The Stuart Parliaments, 1603-1689* (London, 1999), p. 120.
- (52) 「三年議会法」や「解散反対法」、「トン税・ポンド税法」などを定めた長期議会初期段階の改革立法は、国王の「絶対大権」を制限する目的を持っていた。
- (53) Fissel, 'Scottish war and English money', in do. (ed.), *op. cit.*, p. 199.